

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間及び47年4月20日から同年6月13日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を46年10月1日に、資格喪失日に係る記録を47年6月13日に訂正し、46年10月、47年4月及び同年5月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和46年10月、47年4月及び同年5月の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月17日から同年11月1日まで
② 昭和47年4月20日から同年6月13日まで

私は、船員手帳の記録どおり、昭和46年9月17日から47年6月13日までの期間、A社所有のB丸に乗っていた。

A社は、C社の仕事を請け負い、D県のE社を起点に、F県(G港)とH県(I港)の間を航海していた。船員保険の記録では、加入期間の始期及び終期が、共に2か月短い記録となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の船員保険の被保険者資格取得日は、昭和46年11月1日となっていることが確認できるところ、申立人から提出された船員手帳を見ると、申立人は、同社が所有するB丸の乗務員として同年9月17日に雇い入れされていることが確認できる。

一方、申立人の雇入日と船員保険被保険者資格取得日の相違について、A社に係る船員保険被保険者名簿において氏名の確認できる同僚のうち供述の得られた8人は、「同社では、雇入れと同時期に船員保険を掛けてもらっ

ていた。」旨供述している上、そのうち4人から提出された船員手帳で確認できる同社の所有する船舶での雇入期間と同名簿の記録から確認できる船員保険の被保険者期間は、おおむね一致していることが確認できる。

また、A社の現在の事業主は、「申立期間当時、当社は船員保険の手続や保険料控除に関して、適切に行っていたと思うが、月の途中で雇い入れた場合は、船員保険の加入について、本人の希望により雇入日からとするか、翌月1日からとするかを決めていたと思う。」と供述しているところ、同社の船員保険被保険者名簿において、被保険者証記号番号1番から59番の被保険者の同保険資格取得日は、59人中35人が1日付けとなっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち昭和46年9月17日から同年10月1日までの期間について、上記のとおりA社の現在の事業主は、「申立期間当時、当社は船員保険の手続や保険料控除に関して、適切に行っていたと思うが、月の途中で雇い入れた場合は、船員保険の加入について、本人の希望により雇入日からとするか、翌月1日からとするかを決めていたと思う。」と供述していることから、同社では、必ずしも船員手帳における雇入日を同保険の被保険者資格の取得日として社会保険事務所(当時)に届け出していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は、昭和47年4月20日に同保険の被保険者資格を喪失した記録となっていることが確認できるが、申立人から提出された船員手帳を見ると、G港で同年6月13日に船内雇止となっていることが確認でき、申立人も、同社を退職した経緯について、「船に乗っている間に体調を崩し、船員手帳で雇止となっている6月ごろに船を降りた。その後、J県に戻って1か月間くらい治療のために地元の病院で入院した。」と主張している。

これらA社に係る船員保険被保険者名簿の記録及び申立人の船員手帳の記録について、同社の現在の事業主は、「当社では、通常、雇止めと同時に船員保険の被保険者資格を喪失させており、保険料もそれに合わせて控除していた。申立期間当時、社会保険関係の事務手続をしていた私の母は、『申立人が病気で1か月程度、J県内の病院に入院することになったので、船員

保険の喪失手続を行ったことは覚えている。社会保険の記録が昭和47年4月20日に切れているのなら、入院がその時期だったのだろう。』と言っているが、申立人の船員手帳に、同年6月13日にFで船内雇止となっている記載があるのなら、申立人は、その日まで船に乗っていたことは間違いなく、給与の支払いも続いていたと思う。」と供述している。

また、申立人の船員手帳を見ると、申立人は、昭和47年5月18日に船員法に基づく健康診断をD県内の診療所で受診し、その既往症欄にも「特記事項無し」と押印されていることが確認できる。仮に、前述の現在の事業主の母の記憶及びA社に係る船員保険被保険者名簿の記録どおり、申立人が同年4月20日ごろに下船した後、1か月程度J県内の病院に入院したとすれば、同年5月18日に入院中もしくは退院直後の申立人が、D県内の病院で健康診断を受診していること及びその既往症欄に記載が無いことは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

- 3 また、昭和46年10月、47年4月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人のA社における46年11月及び47年3月の船員保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和46年10月、47年4月及び同年5月の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
申立期間の年金記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答があった。
申立期間は、A社（現在は、B社）で継続して働いており、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人の供述から、申立人が申立期間に継続して同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社から提出されたA社の健康保険厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日が記載された台帳を見ると、申立人は、同保険被保険者資格を昭和 45 年（喪失月日は判読不能）に喪失し、49 年 10 月 1 日に喪失時と同じ厚生年金保険被保険者番号で同保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、A社に係る登記簿謄本により、申立期間において、同社の代表取締役は申立人の夫であることが確認できるところ、申立人の夫の同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、申立期間とほぼ同時期である昭和 45 年 6 月 11 日から 50 年 12 月 3 日までの期間、申立人の夫の健康保険被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、B社は、「提出した資料以外に申立人に係る資料は無く、また申立期間当時の従業員は退職しており、申立人の勤務時間等の状況を知る者はいない。」と回答している上、申立人の給与から厚生年金保険料が控除され

ていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。